

人事考課制度及び給与反映の改正について（案）

人事考課制度については、職員に対する公平・公正性、透明性、客観性、納得性の確保が必要であることから、この間、制度改善を図るなど、職員の理解が得られるよう努めてきたところである。

また、人事評価結果の給与反映については、この間、職員の頑張りや実績に報い、執務意欲の向上に資するため、改善を行ってきたところである。

今般、これまでの職員アンケートの結果、人事委員会から意見等を踏まえ、人事評価制度の目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上をより一層図る制度とするため、次のとおり改正を行う。

○改正内容

1 人事考課制度

（１）評価方式

- ・ 評語付与方式、数値化方式併用型とする。
- ・ 評語及び評語判定方法は、次のとおりとする。

S	「勤務態度・規律性」の評価が「3」かつそれ以外のすべての評価項目が「4.0」以上かつ「5.0」が3分の2以上
A	「勤務態度・規律性」の評価が「3」かつそれ以外のすべての評価項目が「3.0」以上かつ「4.0」以上が5分の4以上（S除く）
B	S、A、C、D以外
C	「2.5」以下が半数以上（D除く）または「2.0」以下が1つ
D	「2.5」以下が4分の3以上、「2.0」以下が複数または「1.0」が1つ

※「勤務態度・規律性」が「2.0」以下の場合は、C又はDとする。

※各評価項目において、3点を期待レベルとし、上位から5、4、3、2、1点で評価（中間点可）し、それらの評価結果を踏まえて、S～Dの5段階で総合評価する。

（２）評価区分、評価項目

- ・ 係長級以下の「規律性」を、「勤務態度・規律性」に名称変更する。
- ・ 課長代理級に、「勤務態度・規律性」を新設し、ウェイトを5%とする。「市民志向」を10%→5%とし、ウェイト率の調整をする。
- ・ 「勤務態度・規律性」の評価指標は3点満点とし、「概ねできていた」で3点とする。（中間点可）

（３）順位付け方法

- ・ 評語（S～D）の順かつ第2次評価点の高得点者の順に並べる。
- ・ 相対評価区分をまたがって同点の場合は、現行の順位付け方法により決定する。
- ・ ただし、次のとおり例外ルールを設定する。

Sの場合、第1区分

S、Aの場合、第4区分、第5区分にしない

C、Dの場合、第5区分

(4) 懲戒処分者等の取り扱い

- ・懲戒処分の量定等に応じて、「勤務態度・規律性」の絶対評価点を決定する。
- ・「勤務態度・規律性」の絶対評価点を次のとおりとする。

口頭注意	…事案を踏まえて、適正に評価を実施
文書訓告	…「2.5」以下
戒告、減給、1日以上の欠勤	…「2.0」以下
停職、3日以上の欠勤	…「1.0」

(5) 複数区分に跨る場合の決定方法

- ・評語に応じて相対評価区分を決定する。
- ・決定方法は次のとおりとする。

「第1区分」と「第2区分」に跨る場合	： S…第1区分 A、B…第2区分
「第3区分」から「第5区分」に跨る場合	： A…第3区分 B（3.0点以上）…第3区分 B（3.0点未満）…第4区分 C、D…第5区分
「第4区分」と「第5区分」に跨る場合	： B…第4区分 C、D…第5区分
「第1区分」から「第5区分」に跨る場合	： S…第1区分 A…第2区分 B（3.0点以上） …第3区分、B（3.0点未満）…第4区分 C、D…第5区分

(6) 相対評価区分における端数調整の考え方

- ・総合評価結果や例外ルールの適用により、上位区分及び下位区分の分布割合が条例上の分布割合を超える場合、上位区分は第2区分、第3区分の順で、下位区分は第4区分、第3区分の順で端数調整する。

2 給与反映

(1) 昇給

- ・ 相対評価区分に応じた昇給号給数の適用を原則 1 年間とする（昇給号給数の調整を実施）。

昇給号給数の調整：評価区分に応じた昇給反映から 1 年後の昇給日（翌昇給日）において、

前年度の昇給号給数と、標準となる号給数（4 号給）との差を調整する。

ただし、前年度の標語が C 又は D の場合は、昇給号給数の調整は行わない。

また、昇給号給数の調整により、昇給号給数が負となる場合は、「0」とする。

55 歳以上の職員の昇給に係る翌年度の昇給号給数の調整は行わない。

【昇給号給のパターン】

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
前年度の級 - 号給	3-19	3-24	3-24	3-27	3-33	3-37	4-21
前年度の相対評価区分	第2区分	第5区分C	第4区分	第1区分	第2区分	第2区分	第3区分
昇給号給数	前年度評価反映分	5	0	3	5	5	5
	昇給号給数の調整	-	-1	0	+1	-1	-1
4/1の級 - 号給	3-24	3-24	3-27	3-33	3-37	3-41	4-24
昇格後の級 - 号給	-	-	-	-	-	4-21	-
4号給とした場合の級 - 号給 (※)	-	-	-	-	-	3-40	-
(※) からの昇格後の級 - 号給	-	-	-	-	-	4-20	-

【昇給号給数】

(現行)

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					A	B	C
代理級・係長・3級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
2級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
1級	5号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	

(改正後)

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					B	C	D
代理級・係長・3級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
2級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
1級	5号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	

(2) 勤勉手当

①再任用職員以外の職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分 (B)	第5区分 (C)	第5区分 (D)
R5. 6以降	現行	$0.950 + 2\alpha + 6f$	$0.950 + \alpha + 4f$	$0.950 + f$	0.938	0.925	0.888	0.850
	改定後	$0.950 + 2\alpha + 6f$	$0.950 + \alpha + 4f$	$0.950 + f$	0.888	0.875	0.838	0.800
	現行との差	0.000	0.000	0.000	▲ 0.050	▲ 0.050	▲ 0.050	▲ 0.050

②再任用職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分 (B)	第5区分 (C)	第5区分 (D)
R5. 6以降	現行	$0.450 + 2\alpha$	$0.450 + \alpha$	0.450	0.437	0.431	0.423	0.415
	改定後	$0.450 + 2\alpha$	$0.450 + \alpha$	0.450	0.423	0.417	0.409	0.401
	現行との差	0.000	0.000	0.000	▲ 0.014	▲ 0.014	▲ 0.014	▲ 0.014

3 実施時期

人事考課制度の改正：令和4年度から

給与反映の改正：令和5年度の昇給及び期末・勤勉手当から
(昇給号給数の調整は、令和6年度の昇給から)